

ワクチン・検査パッケージの導入について

□「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の利用には、**旅行者全員が、ワクチンの3回接種歴または検査結果の陰性であることを提示・確認することが条件となります。**

■対象

旅行者全員

- ※未就学児及び小学生(概ね12歳未満)は同居の監護者が同伴する場合は不要
- ※学校等の活動に係る宿泊や旅行(修学旅行等)は不要

■確認時期

- ・宿泊商品：宿泊施設へのチェックイン時(OTA予約の場合も同様)
- ・旅行商品：旅行予約時or旅行開始時

■確認書類

・以下のいずれかを提示しなければならない

①ワクチンの3回目接種日(予防接種済証等)

②宿泊時または旅行開始時の3日前以降にPCR検査等を、または前日又は当日に抗原定性検査を受け、検査結果が陰性であること(検査結果通知書等)

※検査結果通知書は旅行(宿泊)開始日において有効期限を過ぎていなければ、旅行期間中は有効な検査結果として取扱うことが可能です。
旅行開始2日目以降に検査結果通知書の確認が必要な場合(旅行開始日の翌日以降に旅行開始日に利用した宿泊施設と異なる宿泊施設にチェックインする場合などにおいて、旅行開始日において有効期限が過ぎていないか不明な場合など)は、旅行開始日を確認できるよう、検査結果通知書に加えて旅行開始日が確認できる書類をご確認ください。

※予防接種済証はコピーや画像、検査結果通知書等はメール結果通知の提示可。

予防接種済証等を宿泊施設チェックイン時または旅行開始時に提示・確認できない場合、割引等が受けられません。

※検査費用は、利用者負担

京都府において、発熱等の症状がない方で感染リスクが高い環境にある等のため感染の不安を感じる京都府民の方を対象に必要な検査を無料で実施しております。

詳しくは京都府ホームページの「無症状者に係る無料検査について

(http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa.html)をご確認ください。

□その他

観光庁がワクチン・検査パッケージを活用した施策を実施する場合において、旅行業者及び宿泊事業者は、観光庁または観光庁が指定する者への登録が必要ですが、「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」においては、プロジェクトの実施に係る登録により上記登録とみなされるため、特に手続きは不要です。

□ 接種済証や検査結果通知書等の書式や必要項目等は次のとおりです。

〈予防接種済証の場合〉

新型コロナウイルスワクチンをお受けください。
費用負担はありません。

この書類は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を証明する大事な書類ですので、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種番号: **XXXXXXXXXX**

3回目 接種年月日	3回目の予防接種済証	
生年月日	性別	接種済

接種を受けたワクチン

	1回目	2回目
接種日	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日
接種を受けたワクチン	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

3回目シールが貼られているか確認。

〈接種証明書の場合〉

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓) (別称) 名 (別名)
[Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

接種番号 [Passport Number]

1回目接種 [First Dose] 2回目接種 [Second Dose]

ワクチンの種類 [Vaccine Type] ワクチンの種類 [Vaccine Type]

メーカー [Manufacturer] メーカー [Manufacturer]

製品名 [Product Name] 製品名 [Product Name]

製造番号 [Lot Number] 製造番号 [Lot Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)

接種国 [Country of Vaccination] 接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

3回目シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認

〈検査結果通知書の様式例〉

検査結果通知書

この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
有効期限内に、身体状態等とともにご覧いただくことができません。
新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断には用いることができません。
陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 OO OO (フリガナ: OO OO)

検体採取日*1 21年0月0日

検査結果 陽性・陰性・判定不能

有効期限*2 21年0月0日

検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査

検体 唾液・鼻ぬぐい液・鼻咽喉ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 OO OO

*1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
*2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日。抗原定性検査は検査日+1日

事業所名 (又は検査所名) OO OO

検査管理者氏名 OO OO

【陽性の場合】
 医療機関を受診してください。
 受診・前線センターに電話し受診先について相談してください
電話番号: 11-XXXX-XXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

- 【検査結果通知書】
次の項目が記載された検査結果通知書の提示・確認が必要
- ①受検者氏名
 - ②検査結果
 - ③検査方法
 - ④検査所名
 - ⑤検体採取日
 - ⑥検査管理者氏名
 - ⑦有効期限

ワクチン・検査パッケージの確認

□ ワクチンの3回接種歴の経過日及びPCR検査等・抗原定性検査の有効期限をご確認ください。

参考：適用可能日一覧

■ ワクチンの3回接種歴

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書のいずれかで確認。

【例】 1/24にワクチン3回目接種 → 1/24から宿泊可能です。

■ PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

⇒ 宿泊当日の3日前以降に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

【例】 1/24に宿泊する場合

	経過日			3	2	1	宿泊日
検体採取日	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
PCR検査等	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			
抗原定性検査	← 検査結果陰性【対象外】 →					← 検査結果陰性【対象】 →	

詳細は、きょうと魅力再発見旅プロジェクトのホームページ(<https://www.kyoto-tabipro.jp/>)から確認